

交通指導取締り Q & A

- Q 1 交通指導取締りはなぜやるのですか？**
- Q 2 一時停止や通行禁止などの場所は、隠れずに警察官見えるように配置すれば違反や事故を未然に防げるのではないですか？**
- Q 3 速度取締りはなぜやるのですか？**
- Q 4 交通反則通告制度とはどのような制度ですか？**
- Q 5 交通違反をしたとき、免許証を提示しなければならないのですか？**

- Q 1 交通指導取締りはなぜやるのですか？**

A 道路交通法第1条には、その目的として

道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする。

と書かれています。

交通取締りは、交通秩序を確立し、安全で快適な交通環境を実現するため、県民にとって交通事故が「もっとも身近な危険」であるととらえて、これを防止し、安全で快適な県民生活を確保する上で不可欠な活動です。

このため、街頭における交通監視や交通パトロールなどの活動を強化し、違反行為の未然防止に努めるとともに交通の実態、交通事故の発生状況、取締りに対する県民の要望等を踏まえて、適正な指導取締りに努めているところです。

具体的には、交通の実態を勘案の上、交通事故に直結する恐れの高い

- 飲酒運転
- 無免許運転
- 速度違反
- 交差点関連違反

などを重点として交通指導取締りを継続的に推進しております。

沖縄県警察では、引き続き悪質・危険性の高い違反に重点を指向した交通指導取締りを実施して交通事故の発生を抑止することとしています。

こうしたことから、交通事故を防止するために、行政・地域・職域等と連携して広報啓発活動、交通環境の整備などを行うとともに交通指導取締りを行っています。

Q 2 一時停止や通行禁止などの場所は、隠れずに警察官を見るように配置すれば違反や事故を未然に防げるのではないですか？

A 一時停止の規制は、道路が交わる交差点に設けられますが、周知のとおり交差点は交通事故の多発帯ですので、当該道路における交通の状況などを総合的に検討して必要な箇所に設けられています。

通行禁止の規制は、通学路や生活道路における通学児童ほか、道路利用者の安全を確保することを主な目的として設けられております。

一時停止や通行禁止などの違反者の多くは、規制が設けられた場所であることを知りながら、先を急ぐためや、近道をすることを目的に違反を行っている状況です。

交通規制が設けられた当初は、重点的に指導警告を行って周知を図ったうえで取締りを行っていますが、警察官がいなくなれば違反車両があるというのが現状です。

警察官がいれば違反しないが、いなければ違反をするというのでは、付近住民や道路利用者の安全を確保することはできません。

そのような訳で、警察官の姿があるないに関わらず交通規制が守られるようにするために、違反の検挙という形で交通ルールを守ってもらうという措置も一つの方法として必要であると考えています。

今後も引き続き、付近住民や道路利用者の安全を確保するために取締りを継続してまいりますので、ご理解をお願いします。

Q 3 速度取締りはなぜやるのですか？

A 交通の安全と円滑を図り、交通事故を減少させて県民の日常生活を守るための手段として速度取締りを行っております。

取締り場所については、交通事故の多い時間帯や路線等を選定するほか、住民からの要望に応じる場合もあります。

いずれにおいても、交通の安全と円滑を願い、最も効果的な方法で取締りを行っています。

速度違反は、死亡・重傷等重大事故に直結する悪質な危険行為であることから、今後も取締りを強化し、交通事故の防止に努めてまいりますので、ご理解とご協力ををお願いいたします。

Q 4 交通反則通告制度とはどのような制度ですか？

A 交通反則通告制度は、自動車、原動機付自転車などの運転者の違反行為のうち、飲酒・無免許など特に悪質な一部の違反を除いては、一定期間内に定額の反則金を納めると、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けないで事件が処理されるという制度です。

反則行為で、警察官から反則告知を受けた場合、交通反則告知書（青キップ）と仮納付書を交付されます。

この場合、告知内容に異議がなければ、その日を含めて8日以内に仮納付書に記入された金額の反則金を銀行か郵便局若しくは信用金庫に納めると、すべての手続きは終わります。

交通反則告知書と仮納付書を交付されて、8日以内に反則金を納付しなかったときは、指定された交通反則通告センターに出頭して、通告書で反則金納付の通告を受けることになります。

通告を受けた人は、その日を含めて11日以内に銀行か郵便局若しくは信用金庫に反則金を納付すると、すべての手続きは終わります。

住所が遠いなどで交通反則通告センターに出頭できない人には、通告書が郵送されます。

この交通反則通告制度の適用を拒否して反則金を納めなかったときは、違反を検察庁あるいは家庭裁判所に送致することとなります。

交通反則通告制度の適用を受けるか、これを拒否するかは、違反した方が選択することですが、制度の適用を拒否する場合には、道路交通法に基づき刑事手続きに移行することとなります。

また、交通反則告知書（交通（反則）切符）を警察官が作成した場合、供述書欄に署名・押（指）印を求めますが、これについては強制するものではありません。

Q 5 交通違反をしたとき、免許証を提示しなければならないのですか？

A 警察官が交通違反等の現場で運転免許証の提示を求めるのは、道路交通法に基づき、当該車両等の運転者に飲酒運転や無免許運転など、一定の違反行為のおそれが認められるときに危険防止の措置として確認する必要があるほか、他の道路交通法の規定に違反した場合、又は交通事故を起こした場合に、継続して運転させることができかどうか確認する必要があるからです。

免許証の交付を受けた者は、自動車等を運転している場合において、警察官からこれらの規定による免許証の提示を求められたときには、提示しなければならないこととされています。

これに違反した場合は、5万円以下の罰金となります。

(編集 交通指導課)